

2007年12月6日 168回 参議院-外交防衛委員会

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案について

政府参考人

- ・ 町村信孝 内閣官房長官
- ・ 石破茂 防衛大臣
- ・ 高村正彦 外務大臣

質疑内容

- ・ 海上自衛隊バーレーン連絡官の派遣及び身分の法的根拠
- ・ 最近の米朝協議の進展状況
- ・ 米国の北朝鮮テロ支援国家指定が解除された場合の日本政府の対応

風間直樹君 よろしくお願ひします。

民主党・新緑風会・日本の風間直樹でございます。今日は外交防衛委員会で質問させていただきたいと思ひます。今日は外交防衛委員

会で最初に、バーレーンに今派遣をされております海上自衛隊の連絡官の役割と地位についてお尋ねをいたします。

政府資料によりますと、OEF MIOのオペレーションは、現地バーレーンの司令部で調整をしていると。我が国海自の要員がそこに常駐し、補給対象艦船や給油量に関する調整をOEF MIO参加各国と実施しているということであります。

同時に、アメリカ海軍の第五艦隊のホームページを見ますと、米中央海軍司令部施設内に次の施設があるという記述がございます。英文ですが、ザコアリッション コーディネーション センター コンバインド フォーシーズ マリタイム コンポーネント コマンド ホエア ザ ジャパニーズ シニア ナショナル リプレゼンタティブ コマンダー ケンジ スガハラ ワークスと、こういう記述がございます。

今回、旧法は失効いたしました。今年の九月以降、江田憲司衆議院議

員と政府との間で交わされている質問主意書と答弁書の中身を見ておられますと、この旧法の下で数名の要員が派遣をされ、そしてこの旧法が有効な間それらの要員が連絡調整に当たってきたということが分かっておりますが、この旧法が失効した今、これらの要員は既に帰国をされているのか、あるいはそれともまだその任務に当たっているのか、お尋ねいたします。

国務大臣(石破茂君) 平成十三年十二月下旬から本年十一月中旬まで、おおむね常時二名の連絡員をバーレーンに派遣しておりました。既に帰国をいたしております。バーレーンに参つておりました連絡官は、これは、あるいは委員お聞き及びかと思ひますが、外務事務官に併任をされております。これは外交官としての身分、すなわちウィーン条約第一条の(e)、これに規定します外交官としての身分を有して活動しておつたものでございます。

風間直樹君 この任務を終えられた日取り、これは恐らく旧法が失効した日と同じかと思ひますが、その確認と、それから帰国をされた日取りについてお伺ひします。

国務大臣(石破茂君) 活動は十一月一日までいたしておりました。その後、帰国準備を行ひまして十三日に本邦に帰国をしたという報告を受けております。

風間直樹君 他のOEF MIOオペレーションに参加をしている国は引き続きその任に当たっているわけですから、このバーレーンの司令部にも、これらの国々の連絡員というんでしょうか、そういう方は引き続きいらっしゃると思ひますが、現時点でこのバーレーンの本部に要員を出している国、何か国になるのか、お尋ねいたします。

国務大臣(石破茂君) 恐縮です。通告をいたしておりませんので、

別にすぐ空で言えなきゃいけないのかもかもしれませんが、今手元に正確な資料ございません。調べ次第お知らせいたします。

風間直樹君 それでは、このオペレーションそのものに現時点で艦船を出している国、参加している国の数は分かりますでしょうか。

国務大臣(石破茂君) 現在、私の記憶では七か国と承知をいたしております。カナダが帰ってきておりますので、七か国であったかと思えます。

風間直樹君 七か国が恐らくバーレーンの司令部にもいるという想定が成り立つかと思いますが。

本論に入りますけれども、この日本から派遣をされていた連絡官の方々がバーレーンの司令部で一体何をしていたのか、どのような連絡調整の任に当たっていたのか、実はこのことが必ずしも明らかになっておりません。そこで、お尋ねをしますが、この方々が具体的にに行っていた活動とは一体何なのか、御説明をいただきたいと思えます。

国務大臣(石破茂君) バーレーンに派遣してありました海上自衛隊の連絡官は、海上自衛隊補給艦の補給に關しましてアメリカ第五艦隊司令部から補給対象艦艇の運用計画を聴取する、つまり、向こうにも都合がある、こっちにも都合がございますので、どのように運用するか、これはアメリカだけの船ではございません、ほかの船もそうです。米第五艦隊司令部と申し上げましたのは、コアリションということを意味しておるわけでございますが、その具体的な補給の予定につきまして聞き取り調整を行う、これを主な任務としておったものでございます。

そして、言つまでもないことでございますが、その際、我が国が提供いたします燃料が、失効いたしました、旧テロ特措法の趣旨に基づいて適切に使用されるかどうかにつきましても、必要な確認を行つておつたものでございます。



風間直樹君 今大臣おっしゃったことを平たく言いますと、いつどの海域でどの国のどの艦船にあるいは補給艦にどれだけの燃料を補給するか

を司令部からあるいは司令官から依頼を受けて日本の防衛省本省に連絡をする、こいつは業務かと思いますが、そうした認識でよろしいでしょうか。

国務大臣(石破茂君) そこにおいて調整を行っているということではございまして、こいつはどのような形でどうでしょうかということなまざしくコーディネーションというのでしょうかね、そういうのが任務であったというふうな考えております。

そこにおいていかなる補給が行われたか等々につきましては所要のルートを通じまして防衛本省に報告が上がってきているものでございます。

風間直樹君 このバーレーンの司令部の位置付けであります、我々、旧法の下で海上自衛隊の艦船、護衛艦と補給艦をインド洋、まあ限りなくペルシャ湾に近いインド洋に送っていたと。そこで行われるすべての活動というのはこの司令部において決定をされ、調整をされ、そして我が国に対して連絡、依頼をされて行われてきたと。そういった意味で、正にこのOEF、MIOオペレーションの頭脳がバーレーンの司令部である、このように理解をしておりますが、こいつは理解でよろしいでしょうか。

国務大臣(石破茂君) そこにおきまして、頭脳というのがどういふことを意味しておられるか、私には必ずしもつまびらかというかよく理解をできていないのでありますが、そこにおいて調整が行われておる、そしてそこにおいていついかなる船がどのような活動をするのか。つまり、このコアリクションの司令部は、当然のことですが補給の調整だけやっておりますわけではございません、どの海域にどの国の船がどのように出でどのようオペレーションをするかということも調整をしております、ここでございまず、ですから、頭脳と申しますよりも、いろいろなニーズに基づきましてミッションを効果的に運用するための調整、総合調整が行われていたという意味合いも私は併せて持つておるのかなというふうに思っております。

風間直樹君 このバーレーンの司令部では司令官の下でその指揮権に基づいてこのコアリクションの活動全体のコーディネートが行われていると、このように考えてよろしいでしょうか。

国務大臣(石破茂君) 指揮権においてコーディネートが行われているということでは必ずしもないと私は思っております。そのコーディネーションということについて指揮権がどこまで及ぶか、そこは私も完璧に知っておるわけではございません。

ただ、これをこのようにせよ、あのようにせよというような指揮があるのではなくて、当然日本は日本の事情がございます。このテロ特措法に従った補給しかできませんので、そこは参加各国、それがコアリクションのコアリクションたるゆえんでございますが、それぞれの国の主権に基づきまして調整がなされているということだと承知をいたしております。

風間直樹君 その上でお尋ねをいたしますが、そういったしますと、我が国政府としてはこのバーレーン司令部からの要請、依頼に対し、それは受諾できないと断ったケースというのはございますでしょうか。

国務大臣(石破茂君) 具体的にこれを断ったということは承知をいたしております。しかしながら、合衆国にいたしましたとしてもそのほかの国にいたしましてもテロ特措法の内容というものは本当に周知徹底をいたしておりますので、日本として受けられないようなものというものを持つてきたということ自体がないというふうに承知をいたしております。

もちろん、その事前の調整において、実際に最終的にぎりぎりどうするかというところで断ったということとはございませんが、いわゆるサウンドミタインがある時点で、いや、日本の特措法はこのようになってくるのだということと言った場面は、それはあったのではないかなという想像はいたしております。

風間直樹君 この旧法の下でオペレーションに参加をしていた海上自衛隊の補給艦がありますが、中東地域のいずれかの港で、伝えられるところでは米軍の施設下にある給油施設から油を入れて、それを洋上で他国の艦船に給油をしていると、このように聞いているところであります。実際に中東地域のどの港で油を入れているか、御答弁をお願いします。

国務大臣(石破茂君) その前に、ごめんなさい、先ほど七か国と申し上げましたが、六か国です。アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、カナダ、パキスタン。

また、バーレーンの司令部には、先ほど申し上げました六か国を中心に概数十か国が連絡官を置いていて、このふうには承知をいたしております。

どこの港かということですが、そのことについてはお答えを、ごめんなさい、この言い方余り、お気に障るかもしれませんが、お答えを差し控えたいと存じます。

風間直樹君 日本の海自の連絡官、中には、タンパに行かれた方は外務事務官と任務を併任して行かれたと。政府から出ている情報としましては、行っている先として、まずバーレーン、それからタンパと、こういう名前が挙がっているわけですが、

安全保障、軍事問題の素人の私の頭でこのオペレーションにかかわる艦船の動き等イメージしてお尋ねするんですが、通常、バーレーン司令部にいらっしゃる連絡官から本省に、いつどこそこの海域でどの国の艦船にどの量の油を給油するという連絡が来ると。当然、その油を調達するためにどこかの中東の港に入って補給艦は油を受け入れる。その港にやはり調整連絡に当たっている任にある方が来て、そしてそこに入港してきた海自の補給艦とそれこそ連絡調整を取りながら連携をして補給を、油を入れ終わって再び洋上に送り出すと、恐らくこういふ手順になるんだと思うんですが、中東の他の地域に派遣されている連絡官がいるのかいないのか、お尋ねをいたします。

国務大臣(石破茂君) この補給というミッションに関しましては、バーレーンにおける者が担当いたしております。

委員御指摘のように、ある港に入って、そこで補給艦が地上のタンクから油を入れるという場合に、その港に必ず連絡調整官がいるかといえば、そういうわけではございません。必要であればその者がそこへ赴くことはございますが、常にそこに要員を置いているというやり方は取っておらないところでございます。

風間直樹君 そうしますと、例えばこのペルシャ湾ないしインド洋、こうした海域で活動する艦船が港に入る、そして油をそこで受け入れる。その可能性のある場所としては恐らく地図を見ますとUAEあるいはオマーン、こうした場所が可能性が高いのかと思うんですが、このようなUAE、オマーンなどにある給油施設に日本の連絡官が常駐しているということはございませんでしょうか。

国務大臣(石破茂君) ございません。

風間直樹君 続きまして、この連絡官が駐在をしている法的根拠についてお尋ねをしたいと思います。

この法的根拠は、冒頭触れました政府の答弁書によりますと、ウィーン条約第十条に基づいていると、こういう御答弁になっておりますが、これと間違いございませんでしょうか。

委員長(北澤俊美君) だれか。

国務大臣(石破茂君) 十条とおっしゃいましたか、今、法令の根拠とございますか、それがどのような身分を有しているかという点につきまして、身につきましたは、先ほどウィーン条約第一条の(e)ということをお申し上げました。外交関係に関するウィーン条約でございます、こ



とになろうかと考えております。

に申します外交官とは、「使節団の長又は使節団の外交職員をいう。」ということでございます。

身分はそうなのでございますが、派遣している根拠につきましては、恐縮でございます、当省からお答えをいたしかねますので、後ほど担当省からお話があるかと存じます。

風間直樹君 それは、後ほど御確認をいただいで御答弁いただけるということですね。分かりました。

そうしましたら、ウィーン条約に基づくのか、あるいは地位協定に基づくのか、その点を後ほどお答えをいただきたい、このように思います。

続きまして、この新法の国会承認についてお尋ねをさせていただきます。今防衛大臣にお尋ねをしたこの司令部における連絡官の派遣、これも当然この新法に基づいて再び行われることになるかと思いますが、そのような考えでよろしいかどうか、お願いします。

国務大臣(石破茂君) この新法が御承認をいただければ、そのようなこと

すでしょうか。

国務大臣(石破茂君) これは、調整官を派遣する根拠条文というものが、この条文に基づいて派遣をするということではございません。どの条文がその派遣の根拠なのかと言われれば、この新法の中でこれが根拠だということではございません。

風間直樹君 そうしますと、この新法の中には、またこの新法が仮に国会を通った場合に、再び派遣されるであろうバーレーン司令部での連絡官のその派遣にかかわる根拠というのは必ずしも明示されていないということではよろしいでしょうか。

国務大臣(石破茂君) それは自衛官、外交官の身分を併せ持ちますが、それは、防衛省設置法あるいは外務省設置法その他必要な法令によりまして当然正当付けられるものであると承知しております。

風間直樹君 そこで、この国会承認の問題であります。私は今日、このバーレーン司令部の連絡官の存在を挙げて質問をさせていただきましたのは、御承知のとおり、この派遣そのものが現行の憲法下では非常にあいまいな位置付けではないかという指摘がこの間、委員会質疑やあるいは質問主意書によって出されているところでございます。

今回、新法の国会承認にしましては、これまで外務大臣からのお話がございますけれども、官房長官からもお話ございましたけれども、そもそもこの旧法の中で国会承認に該当する部分、これが新法では既に明示をされる、だから国会承認という事項は削除して差し支えないと、こいつ御答弁がこれまで累次にわたってあったかというふうに思います。

しかし、考えてみますと、確かに現場の海域でどのような活動を行うのか、これは給油給水に限定されると。これははっきり明示をされている。また、その海域の場所も明示をされている。しかし、実はこの正に司令部、そういったオペレーションの策定を担う場所での活動が実は必ずしも明

風間直樹君 新法におきましては、その根拠となる条文はどこになりま

瞭になっていない。そして、その活動が国会承認にかけられることもなければ、国会の法審議の中で我々議員の前に明らかにされることもない。私はこのことは、政府が今回の新法から国会承認の事項を削除している中で最も大きな瑕疵に相当するのではないかと思いますが、この点につきまして官房長官、外務大臣、防衛大臣の御所見を伺います。

國務大臣（町村信孝君） 旧テロ特措法では基本計画の国会承認、その基本計画の中には活動の基本方針であるとか活動の種類、内容、実施区域の範囲、これを書いてあったわけです。それはなぜかという点、旧法ではもっと幅広い活動がいろいろ書いてあったわけですね。協力支援活動、これは今回やろうとしている部分ですが、搜索救助活動あるいは被災民救援活動と、その大きく言うと二つの活動の中から一つを選んだこの基本計画に書きました。

今回は、その一つに選んだものを既に法律に書いたわけです。法律に書いたわけです。あるいは活動地域も相当幅広く書いてあったのは、今回はあらかじめ法律に、いわゆる非戦闘地域要件を満たすインド洋及びその上空並びにインド洋沿岸国領域、これは従前は基本計画に書いてあったものを今回は法律に書きました。したがって、基本計画で書いていたものを今回は法律で明示してあるわけです。国会承認をもしました同じことを、例えばどういう活動をしますか、どういう地域でやりますかということをもう一度改めて国会の承認を得るということが必要がない。なぜならば、法案審議そのものに旧法に基づき基本計画の内容が書いてあるわけですから。

したがって、私は、これは何らこの法律の欠陥でも何でもない、国会の十分な御審議をいただくことこそが大切なことなんだと、こう思っております。先ほど来からあるいは先日もそうでしたが、シベリアンコントロールの観点から問題ではないかという御議論は、この法案の審議をもって十二分にシベリアンコントロールの実を上げていただいている、この私は理解をしているわけでありませぬ。

風間直樹君 官房長官、今、前段の私と防衛大臣との質疑の中で、このパーレーンに派遣されている連絡官、その派遣の根拠というのが今回の新法の中でどこに明示をされているんですかとお尋ねしたわけです。それに對して、必ずしもこの新法では明示をしてないんだというお話があったんです。

では、今回、国会承認そのものが削除されたこの新法で、肝心の司令部での計画策定にかかわる部分が国会のこの法案審議の中で出てこないじゃないかと。ならば、国会承認をやはり条項として盛り込むべきではないかと私はお尋ねしているんですが、その点について御答弁をお願いします。

國務大臣（町村信孝君） 旧法でもパーレーンの連絡官については書いてございませぬ。新法でも書いてございませぬ。それは、先ほど防衛大臣が御説明をしたように、自衛官であっても海外に行くときに、例えば外務省兼任の発令をして外交官として海外のしかるべき場所に働くということとはいろいろケースにおいてあり得ることでありまして、別に今回何も特異な姿でこの連絡官を出しているわけではございませぬ。

風間直樹君 果たしてそれでいいのかどうかということをお尋ねしたいと思えます。

先ほどお伺いしましたように、今回、この旧法に基づく連絡官の派遣、これは特措法に当然基づくものでございませぬ。それが、特措法に基づくものでいいんです。違つんですか。

國務大臣（町村信孝君） 旧法にかかわる仕事はしておりますが、しかしこの連絡官の派遣そのものが旧法に根拠を置いて派遣をしているわけではございませぬ。どこにも旧法には連絡官をパーレーンに置く等々の記述はございませぬし、そういう条文もございませぬ。

風間直樹君 そうしますと、確認であります。江田憲司衆議院議員が出された質問主意書に対して政府が回答している答弁書の中でこのよう

な表現がありますが、この特措法に基づく協力支援活動に関する連絡調整等を実施するため、いつからいつまでの間、以下の人員を派遣したと。つまり、これは、この旧法に基づく派遣ではなくて、先ほど防衛大臣がおっしゃったように他の根拠に基づくということと理解してよろしいのでしょうか。

国務大臣(石破茂君) それは、委員まさしく今お読みをいただいたように、特措法に基づく活動ということをおっしゃるわけでございます。特措法に基づいて連絡官を派遣するという読み方はその条文はいたしません。その部分はそういうような読み方はいたしません。

風間直樹君 分かりました。

そうしたら、防衛大臣、恐縮ですが、先ほどの御答弁をもう一回いただきたいんですが、どの部分に基づいて派遣をしているのか。再確認の意味でお願いいたします。

国務大臣(石破茂君) ですから、それは法律に書いてあるわけではなく、基本計画に書いてあるものでもない。それは、特措法というものに基づいて行う活動において必要な連絡調整を行うためバーレーンに派遣をしているというものでございます。それは外交官の身分を併せ持つものでありますから、それをぎりぎり何が根拠かと言われれば、それは防衛省設置法であり外務省設置法なのではないかと私は思っております。不正確でございましたら、後から訂正を申し上げます。

風間直樹君 分かりました。

では、この件は後日、これらの連絡官がどういう法根拠に基づいて駐在しているか、その点を御回答いただきましてから、また引き続きさせていただきますかと思っております。

次に……

委員長(北澤俊美君) それはお二人の間で暗黙みたいな話ですが、どうしますか。

風間直樹君 それは、お願いします。

委員長(北澤俊美君) 風間直樹君、改めて。

風間直樹君 じゃ、防衛大臣、答弁お願いします。

国務大臣(石破茂君) それでは、本日できるかどうか分かりませんが、後刻理事会のお許しをいただきまして、お答えする場を設けていただければと思います。

もし、今二人でというお話がありました。委員長のお計らいで私に委員にお答えをすればよいのであれば、そのようにいたします。どうぞ、御決定をいただきたいと存じます。

委員長(北澤俊美君) 風間直樹君の御要請はどうですか。

風間直樹君 委員会に御報告をお願いします。

委員長(北澤俊美君) では、ただいまの風間直樹君の要請について、理事会でお諮りをして、防衛大臣の方から御回答をいただくということと取り計らいたいと思っております。

風間直樹君 それで、この連絡官が駐在をする、どういう根拠に基づくかという部分は大変重要な部分かと思っておりますが、要するにウィーン条約が地位協定なのかという部分ですね。これは、今日同席いただいている政府委員の方もこの場では、お分かりになりますか、お分かりになりましたら御答弁お願いします。

政府参考人(小松一郎君) 連絡官の方は大使館員ということで派遣をしております。ただ、他国の軍との連絡調整という必要上、その階級を呼称するそれから制服を着用するという必要がございますので、自衛官の身分も併せ持っているということでございます。

それで、大使館員として外交官として派遣をしているわけでございますので、先ほど委員の御質問にございました外交関係に関するウィーン条約十条でございますけれども、これは在外公館、大使館員のような職員を派遣する場合に接受国に通告をするという規定でございます。このウィーン条約の十条に基づいて通告を相手国にしているということでございます。

風間直樹君 そうしますと、念のため確認しますが、海上自衛隊の軍人がパーレンに外交官の身分で滞在をしている、外交官の身分でこの司令部に入っていると、こういうことでよろしいでしょうか。

政府参考人(小松一郎君) 繰り返しになって恐縮でございますけれども、我が国は在外公館、このパーレンに限らず相当数の数の大使館に防衛駐在官という方を派遣しております。この方々は外務大臣の指揮を受けるということ、外務省にいったん出向をいただきまして、外務省員という身分で外務大臣の指揮を受けて、在外公館においては在外公館長の指揮の下で業務をしているわけでございますが、防在、防衛駐在官という仕事の性質上、他国の軍人の方々と当然に接触があるということ、まず階級を呼称しなければならない、それから制服を着用しないとお付き合いが非常に支障を生じるということで、自衛官という身分を併せ付与して大使館員、しかしその階級の呼称、制服の着用という意味においては自衛官の身分も持っている、こういうことで活動しているわけでございまして、このパーレンの方も同様の位置付けということで御理解をいただければと思います。

風間直樹君 そうすると、ちょっと複雑で分かりにくいんですが、要は

軍人の方が外交官身分を併任し制服を着てパーレン司令部で連絡官という、連絡調整官という名目で任務に当たっていると、こういう整理でよろしいでしょうか。

政府参考人(小松一郎君) 基本的に今委員がおっしゃったとおりでございます。ただ、細かなところでございますけれども、むしろ主たる身分は外務省員ということになってございます。先ほどから申しましておりますように業務上の必要上、自衛隊の階級を呼称し制服を着用するところがございますので、自衛官の身分を併せ持っているということでございます。

風間直樹君 分かりました。では、この件は引き続きまたさせていただきますかと思えます。

ちょっと時間が足りなくなりましたので、後半、現在進行中の北朝鮮の核の問題についてお尋ねをしたいと思います。

今朝の朝日新聞にまた新たな動きが出ておりました。米朝間で協議をした中で、北朝鮮による核計画の完全な申告についての考え方で米朝間に明らかに幾らか違いがあったと、このようなコメントをヒル氏がしたということであります。

お尋ねをしますが、現在、外務省に入っている情報の中で、この米朝協議の直近の進展状況、どのような状況なのか、これをお伺いしたいと思います。

国務大臣(高村正彦君) 米朝間のやり取りについてはコメントを差し控えたいと、こういふふうに思います。近くヒル氏が日本に立ち寄るかもしれないということ、その場合にしかるべき人間にヒルさんから報告を受けさせよう、こう思っておりますが、その内容を直ちに外に話すということには、お話しできるということにはならないと、こういふふうに思っております。

風間直樹君 今報道では、この寧辺の核施設については、これは老朽化している核施設だというふう聞いておりますが、これは破棄すると。その一方で新鋭のウラン濃縮設備、ウラン濃縮施設、これは残るのではないかとこの報道がなされておりますけれども、この点について何らかの情報はお持ちでしょうか。

国務大臣（高村正彦君） 無能力化のことについて言うておられるんだと思いますが、我が国としては寧辺の三施設の無能力化を本年末までに実現するとの目標に向けてこれまでのところ関連作業が円滑に進められていると認識をしておりますけれども、引き続き無能力化のため活動が着実に実施されることが重要であると考えており、この点についてはアメリカとも考えは一致しているわけで、更に緊密に連絡を取り合いながらそのようなように努力をしていきたいと、こう思っております。

風間直樹君 これも今日の朝日の報道ですが、米国などは北朝鮮からの核申告にかかわる第一次リスト、その提出を受けた上で首席代表会合で内容を精査することを想定していると、このように書かれているわけでございます。そうすると、まず北朝鮮が完全な核計画あるいは核施設設備の申告でありますからその内容を申告して、これが一次リストだ、それを六か国協議の首脳代表会合で精査すると、こういう段取りだと報道からは受け取られるんですが、大臣、そうした今後の流れということと間違いないでしょうか。

国務大臣（高村正彦君） 我が国としては、北朝鮮が年末までに行うことになっているすべての核計画の完全かつ正確な申告においては、核兵器計画、プルトニウム計画、ウラン濃縮計画の三つの分野が包括的に取り扱われる必要があります、また核拡散についても明確にされる必要があると、こういうふうに考えております。この点につき、米国と立場を一にしているわけであり。

いずれにしても、期限が十二月末日ということになっているわけであり



ますから、その十二月末日までに今私が申し上げたような完全かつ正確な申告がなされることを期待していると、このように思います。

風間直樹君 今御指摘になりましたその核の拡散でありますけれども、日本としてはもう当然この北朝鮮が現在保有をしている、あるいは持っている核にかかわる施設あるいは運搬手段そして爆弾がもう既に開発されているのであれば爆弾、これらすべてが無能力化される、これが日本政府としての北朝鮮にかかわる最重要の外交目標の一つかと思えますが、そうした認識でよろしいでしょうか。

国務大臣（高村正彦君） 今申し上げた核についてはすべて廃棄されると、まだ約束はできておりませんが、運搬手段にしても同様であると。最重要ということを申し上げます。

やはり拉致の問題も同じく含まれると、二ついついことでもあります。

風間直樹君 そこで、最近のアメリカのヒル氏の動きあるいはライス氏の発言を見ておきますと、非常に憂慮に堪えないわけであります。どうもアメリカは、この対北朝鮮外交において北朝鮮自身の核の保有についてはこれは黙認をする、であるけれども拡散については絶対に止めると、このような路線にどうも転換したのではないかと感じるんですが、外務大臣の御所見を伺います。

国務大臣(高村正彦君) 最近転換したというよりも、そういうことを言う、そうじゃないかと心配する人もいたやに聞いておりますが、本年二月十三日の成果文書において、申告の対象とされている共同声明に従って放棄される場所の共同声明に言うすべての核計画とは、二〇〇五年九月の共同声明において、北朝鮮が放棄することを約束しているすべての核兵器及び既存の核計画を指すものであります。

そういうことでありますから、六か国国であるすべての核兵器も放棄することを目標にしていることは何ら変わっていないと。アメリカはそうじゃなくてこれだけでいいんじゃないかと、北朝鮮に期待を持たせるようなことは余りおっしゃらない方がいいんじゃないかなという感じはいたします。

風間直樹君 シリアに対して北朝鮮が、シリアの核施設の中で使われる何らかの設備の一部だろうと言われておりますが、それを海上輸送したと九月の三日にそれがシリアに到着し、六日の日に御承知のとおりイスラエルがこれを空爆しているわけでありますが、これについて日本は何らかの情報を持っていらっしやいますでしょうか。

国務大臣(高村正彦君) 今委員がおっしゃったような正確な情報を私は持っておりませんが本場に委員がおっしゃったのは正確な情報に基づいておっしゃっているんでしょうか。私は持っておりません。

風間直樹君 私が今お話ししましたのは、アメリカの新聞で広く報道されている情報でございます。恐らく正確だろうと、このように思います。政府はいかがでしょうか。

国務大臣(高村正彦君) アメリカ政府もそういうことを発表していないと承知しておりますし、日本政府が仮にそういう情報にどこからか接していたとしても、言えることではありません。

私は、そのすべてが必ずしも正確ではないように気がいたしますが、ともかく、いずれにしても私が申し上げる限度を超えているということでございます。

風間直樹君 同時に、テロ国家指定の解除問題が非常に大きな課題になってきております。

福田総理はさきの訪米でブッシュ大統領と会談をされましたけれども、新聞報道で伝えられるところでは、このテロ国家指定の解除についてはどの程度お二人の間で会談をされたのか、必ずしもつまびらかではございません。

そこで、官房長官にお伺いしますが、総理はこの指定解除について大統領に何らかの申入れをなされたのかどうか、お尋ねをいたします。

国務大臣(町村信孝君) 突然のお尋ねでございますから多少不正確なところがあるかもしれませんが、総理とブッシュ大統領との間で、北朝鮮に関するいろいろな問題について大人数の会議の場であるいは一対一の場であるいろいろな話し合いをされたということは承知をしております。もちろんテロ支援国家指定の問題も含めて幅広く議論をされたということであるうかと思えます。ただ、一言一句のやり取りについて、これはこれまでの慣例上、それをここで申し上げることはできません。

ただ、いずれにいたしましても、北朝鮮の核の問題、核のない朝鮮半島をつくらうということ、そしてミサイルあるいは日本にとって大変大きな

問題である拉致、こうした問題をそれぞれバランスよく六か国協議の場でしっかりと日米が連携をしながら解決に向けて進んでいこうという両首脳の高い意思が確認あるいは再確認をされたら、このように私も聞いております。

風間直樹君 この指定の解除が六か国協議の場に諮られて、そこでの協議の結果なされるのか、あるいはそれよりも日本政府との協議の中でなされるのか、この違いは非常に大きいと思います。

どうも今アメリカ、国務省の動きを見ておきますと、先日スポークスマンがこの解除については六か国協議の関係国とも話し合って決めたいと、こういう趣旨のことを発言しておりますが、どうもアメリカ政府、国務省は六か国協議の方に重点をこの指定解除問題に関しては置きつつあるのではないかとこの憂慮を持っています。

この点について、外務大臣、御認識を伺いたいと思います。

国務大臣(高村正彦君) これはアメリカの国内法令の解釈に基づいてアメリカが決めるということであり、それに対して日本政府としても日本政府としての要望をアメリカに申し上げているというふうな状況で、そしてアメリカの態度は、アメリカの立場というのは割と一貫しております。この指定を解除するかどうかは第一義的には、必ずしも第一義的にはという言葉を使っておりますけれども、まず北朝鮮の非核化次第である、そしてその解除の際には拉致問題を含む日朝関係の進展も考慮すると、こういうことを全くふれなくすつと今日まで言い続けていると、私はそういうふうな理解をしております。

風間直樹君 外務大臣がおっしゃることは、私は、日本政府の中にこの拉致問題の解決方法、手順に関して明確な戦略がこれまでであったのであれば、おっしゃるとおりだろうというふうな思いです。

ただ、残念ながら、私も新潟県の出身でございます。拉致被害者、皆我さんあるいは蓮池さん御夫妻とは親しくさせていただいておりますが、

この二人が帰国をされた当初から、非常に残念でありますけれども、政府の中にはこの拉致問題解決に向かう具体的な手順なり戦略なりというものには私はなかったように思うわけであり、そうした中で、事実上この指定が解除されないということ、これを北朝鮮に対する外交交渉のことで日本が使ってきたことは間違いないのではないのでしょうか。

外務大臣、いかがでしょうか。

国務大臣(高村正彦君) 日本政府は外交交渉をやるわけであり、それからここになることはいろいろあるわけであり、これは一つの大きなことであった、今もあると、こういうふうな思っております。

風間直樹君 では、そのところが近日中に解除されるという報道が盛んになされております。もしかしたら、この指定解除の前のこれが最後の委員会になるかもしれないとは思っておりますが、これが万が一解除された場合、日本政府として、拉致問題解決の具体的な手段あるいは解決策、そのようなものをどのように想定されていらっしゃいますでしょうか。

国務大臣(高村正彦君) いろいろ言われておりますが、委員も御存じだと思えますが、報道ではもう今年中に解除されちゃうんだとか随分言われていました。もう今年中に解除されるということはほぼなくなったというのが今みんなの認識になっていると思えますが、余り一つ一つの報道で一喜一憂されない方がいいのではないかなというふうにも思いますし、私たちは、これは一つのことです。このことが、仮に指定が解除されるとしたら、その際にもアメリカの協力を得て日米で緊密に協力して、そしてそこで何らかの進展を見たいということも含めて、ということについては、今までもてことし、これからもてことししていきたいと、こういうふうな思っているわけであり、

ただ、これがなくなっちゃうともうすべて手段がなくなっちゃうと、そういうことではありませんが、一つの大きなことですから、ここについては緊密に日米間で考慮していきたいと思えますが、今大きな戦略からいえ

ば、私たちは、北朝鮮はこの六か国協議が進んで核の問題も解決し、ミサイルの問題も解決し、そして拉致の問題も解決した暁には、過去の清算として日本から大きな経済協力が期待できるよと、これは大きなたてこなんですよね。これは大きなたてこなんですよ。

これはもう八、九年前から私が言っていたことですが、拉致問題の解決なくして国交正常化なし、国交正常化なくして経済協力なしと。もう八年、九年前に私が言った言葉でありますけれども、その経済協力というのは小さな経済協力ではなくて、国交正常化ができた暁の過去の清算としての大型の経済協力。北朝鮮はこれのどから手が出るほど欲しいと私は思っております。ずっとそんなんですね。ですから、核、拉致、ミサイル、この問題が解決すれば日本も過去を清算する、そういう用意があるんですよ、そして国交正常化できるんですよ、そこで大型な経済協力があるんですよ、というのは、これは大きなたてこなんで、そういう意味では、大きな意味の戦略は私は日本政府は持ち続けていたと、こつこつに思っております。

風間直樹君 以上、時間が参りましたので終わります。